

1 環境基本計画について

- ◆ 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例により策定が義務付けられ、県の環境保全に関する最も基本となる計画。
- ◆ これまで、平成8年（1次）、平成13年（2次）、平成18年（3次）、平成23年（4次）、平成28年（5次）、令和3年（6次）に策定。
- ◆ 現計画の計画期間が令和7年度までであるため、環境問題の状況の変化を踏まえ、県環境審議会での議論を経て**令和8年3月を目途に次期計画を策定**。

2 現行計画の概要

（1）基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

（2）取組方針

- 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり
- 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

（3）目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策

- ① 2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されています
[基本施策] 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応
- ② 3R(ごみ発生抑制・再使用・再生利用)の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されています
[基本施策] 資源循環型社会の形成
- ③ 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されています
[基本施策] 美しく豊かな環境との共生
- ④ 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されています
[基本施策] 安全・安心な生活環境の確保
- ⑤ 県民一人ひとりや各事業者が環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いています
[基本施策] 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

3 見直しの視点

（1）第6次計画で残された課題

- ・ 気候変動への緩和策と適応策の実施を両輪とした「脱炭素社会ぎふ」の実現
→ **岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画、岐阜県エネルギービジョンの改訂**
- ・ 地域循環共生圏やサーキュラーエコノミーの推進など循環型社会の形成
→ **第3次廃棄物処理計画、食品ロス削減推進計画の中間見直し**
- ・ ニホンジカやイノシシ等による農林業被害防止など自然環境の保全
→ **生物多様性ぎふ戦略の改訂**
- ・ 有機フッ素化合物(P F A S)による地下水汚染など生活環境の確保
- ・ 環境学習の展開やデコ活の推進など環境を守る行動の変容

（2）国の「第6次環境基本計画」の策定

- ・ 2030年を環境・経済・社会の全てにおいて「勝負の年」として位置付け
- ・ 「ウェルビーイング／高い生活の質」を環境政策の最上位目標に設定
- ・ 「地域循環共生圏」を地域の目指すべき姿として位置付け
- ・ 6つの重点戦略・6つの個別重点的施策については、第5次計画から継続